

各種団体（埼玉県防衛協会）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、県行政の進展を図るため、埼玉県防衛協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度8月31日とし、その提出部数は1部とする。

（記載事項）

第4条 規則第4条第1項の申請書には、同項第3号、第4号後段及び同条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 協会の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書

（交付決定通知書の様式）

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金請求書の様式）

第6条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は、補助

事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む）後30日以内又は3月末日のいずれか早い期日とする。

（確定通知書の様式）

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

（書類の整備等）

第10条 協会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日一部改正）

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

別 表

交 付 先	埼玉県防衛協会
補助対象事業	自衛官募集協力事業等
補助対象経費	運営費及び事業活動費
補 助 額	予算の範囲内において知事の定める額

様式第1号

年度各種団体（埼玉県防衛協会）補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事

所在地

名 称

代表者

下記により、年度各種団体（埼玉県防衛協会）補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 内容
- 3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 規約
 - (2) 役員名簿
 - (3) 年度事業計画書
 - (4) 年度収支予算書

様式第2号

年度各種団体（埼玉県防衛協会）補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県防衛協会会長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付けで申請のあった 年度各種団体（埼玉県防衛協会）補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条 件
 - (1) 補助事業の内容の変更又は事業を中止する場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

様式第3号

請 求 書

年 月 日

埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった各種団体（埼玉県防衛協会）補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

下記の口座に振り替えてください。	
フリガナ	
名義	
銀行	支店
普通・当座 No.	
県庁債権者コード	

様式第4号

年度各種団体（埼玉県防衛協会）補助事業実績報告書

年 月 日

埼玉県知事

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙精算書のとおり
- 6 添付書類

年度事業報告書

別 紙

精 算 書

名 称

代表者

補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

1 補助対象事業等に関する事項

補 助 対 象 事 業 名	事 業 費	県 補 助 金
	円	円
合 計		

2 精算に関する事項

交 付 額 円

精 算 額 円

差引過不足額 円

様式第5号

年度各種団体（埼玉県防衛協会）補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県防衛協会会長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付けで提出のあった補助事業の実績報告書を審査したところ、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付確定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで